

# 野田市空き店舗 活用補助金制度の概要

野田市

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 市内の空き店舗に出店される方を支援します

### 【事業の目的】

- 空き店舗に出店する方に、空き店舗の賃借料及び改修費の一部を補助することで、空き店舗を活用しまちのにぎわいづくりを図ります。
- あわせて、地域商業の振興と地域経済の活性化に寄与します。

### 【支援内容】

一定の要件に適合した場合は、空き店舗の家賃（3年間）や改修にかかる費（1回）の一部を補助します。

- 家賃等補助＝補助対象事業を開始した月の翌月から3年間です。
- 改修費補助＝1店舗1回。ただし、中心市街地に位置する店舗に限ります。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 1. 申請の要件

### 【申請できる方の要件】

申請できる方は、空き店舗に出店する方で、法人・個人は問いませんが、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 開店する業種に許認可等を要する場合は、すでに許認可等を受けているか又は許認可等を受けることが確実であること
- ② 開店する事業を2年以上継続するとともに、週30時間以上行うこと
- ③ 野田商工会議所又は野田市関宿商工会に入会していること
- ④ 市税を完納していること
- ⑤ 空き店舗の所有者との関係が同居の親族や雇用等の関係にないこと  
(別表1：所有者と賃借人の関係を表示)
- ⑥ 個人の場合は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること
- ⑦ 野田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

# 野田市空き店舗活用補助金制度

別表1 補助金を交付しない空き店舗の所有者と賃借人の関係

空き店舗の所有者区分	申請者（賃借人）区分	要件
法人	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」）の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。</li> <li>2. 申請者と所有法人が雇用関係にないこと。</li> </ol>
	法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者である法人の代表者と所有法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。</li> <li>2. 所有法人と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。</li> </ol>
個人	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</li> <li>2. 申請者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。</li> </ol>
	法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。</li> <li>2. 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。</li> </ol>

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 1. 申請の要件

### 【対象となる事業】

補助金の交付対象となる事業は次のとおりです。

- ① 小売業
- ② 飲食業
- ③ サービス業
- ④ その他①～③に類する事業

※業種の区分は、総務省の日本標準産業分類によります

### 【対象とならない事業】

- ① 上記①～④に該当する小売業等でも、ネット販売や宅配サービスなど、店舗に人の出入りがない事業
- ② 風営法第2条に掲げる風俗営業に該当する事業
- ③ 社会通念上、公序良俗に反する事業、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 1. 申請の要件

### 【空き店舗の要件】

補助金の交付対象となる空き店舗は次の要件を満たす必要があります。

- 過去に店舗として使用されていたものの、現在は使用されておらず、その期間が3か月以上の店舗

※ ただし、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内の店舗と、野田市大規模小売店舗等出店指導要綱に規定する中規模小売店舗内の店舗を除きます。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 2. 補助の内容

### 【補助の金額】

#### ① 家賃の補助

空き店舗の家賃等の一部を補助します。

事業を開始した日の属する月の翌月から3年間の補助になります。

年数	補助する金額	上限額
1年目	家賃等の費用の3分の1以内の額	月当たり34,000円
2年目	家賃等の費用の4分の1以内の額	月当たり25,000円
3年目	家賃等の費用の6分の1以内の額	月当たり16,000円
加算分	店舗が中心市街地に位置する場合は1月当たり17,000円の加算金があります	

※算出した額の1,000円未満の額は切捨てます

※併用住宅の場合は店舗と住宅の面積按分により店舗部分を算出します

※来客用の駐車場を用意した場合は、賃借料を含めることができます

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 2. 補助の内容

### ② 改修費の補助

開業に当たり空き店舗を改修した費用について補助します。ただし、空き店舗が中心市街地に位置する場合があります。

回数	補助する金額	上限額
1回	改修した費用の3分の1以内の額	40万円

※算出した額の1,000円未満の額は切捨てます。

※補助金の対象は、事業を行うために必要な部分に限ります。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 3. 手続き方法

### 【交付の申請】

補助金の交付を希望する方は、空き店舗活用補助金交付申請書（第1号様式）に資料を添付して、市役所 商工観光課窓口に提出してください。

#### ① 家賃補助の申請

補助金交付の申請手続きは、毎年度行うこととなります。

- ・ 1年目 = 賃貸借契約締結後、6月の間に申請してください。
  - ・ 2年目以降 = その年の4月30日までに申請してください。
  - ・ 添付書類 = 添付書類は次頁の一覧表で確認してください。
- ※ 2年目以降の申請書の添付書類は変わりますので、ご注意ください。

#### ② 改修費補助の申請

補助金交付の申請手続きは、店舗の改修後速やかに申請してください。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 3. 手続き方法

### 《申請書に必要な書類》

添付資料	家賃補助		改修費補助
	1年目	2年目以降	
事業計画書（第2号様式）	○		○
賃貸借契約書の写し	○		○
空き店舗の位置図と平面図	○		○
市税に関する納税証明書	○	○	○
法人＝定款かこれに準じるもの 個人＝市内に住所を有していることがわかるもの	○		○
改修にかかる見積書等の経費内訳が分かる書類の写し			○
改修前の外観と内観の写真			○

※上記のほか、審査に必要な書類を求めることがあります。

※家賃補助と改修費補助を同時に申請する場合の納税証明書は一部は写しで結構です

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 3. 手続き方法

### 【交付決定】

提出された申請書の内容を審査し交付の可否を決定後、申請者に交付・不交付の決定通知書（第3号様式）を送付します。

※ 交付決定を受けた内容に変更又は中止する場合は、空き店舗活用補助金変更交付申請書（第4号様式）を速やかに提出してください。内容を審査し、変更の可否を決定後、承認・不承認を通知します。

### 【実績報告】

次の期日までに、空き店舗活用補助金実績報告書（第6号様式）を提出してください。

- ① **家賃等の補助**＝補助金の交付を受けようとする年度末まで
- ② **改修費の補助**＝交付決定時に報告書提出の期限を指示します。

※ 添付書類＝報告書には次頁の書類を添付し提出してください。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 3. 手続き方法

《添付資料》実績報告書には次の書類を添付してください。

添付資料	家賃補助	改修費補助
賃借料支払証明書※1（実際に支払った額がわかるもの）	○	
事業収支決算書※2（営業状況がわかるもの）	○	
改修費の経費内訳が分かる書類の写し		○
改修後の外観と内観の写真（改修箇所がわかるもの）		○

※ 上記のほか、審査に必要な書類を求めることがあります。

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 3. 手続き方法

### 【補助金額の確定】

提出された実績報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき額を決定し、交付額確定通知書送付します。

### 【補助金の交付申請】

補助金の交付額確定通知書の受領後、速やかに交付請求書を提出してください。

### 【補助金の返還等】

次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 野田市空き店舗活用補助金交付規則又は補助金交付の条件に違反したとき

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## ・ 家賃補助（例）

空き店舗状況	野田市尾崎で営業していた小売店が平成27年10月で閉店 この店舗をA氏が起業し、飲食店を開業予定
賃貸借契約日	平成28年6月10日（申請期限日 H28.12.9 契約日から6ヶ月）
事業開始日	平成28年9月 1日（補助対象期間：H28.10～H31.9 の3年間）
家賃	92,000円／月①（管理料等は含まない）
来客用駐車場	6,000円／月×3台＝18,000円②
補助対象経費	110,000円〔①＋②〕

補助対象期間	補 助 額
H28. 10～H29. 9（1ヶ月～12ヶ月）	34,000円/月 × 12月 = 408,000円
H29. 10～H30. 9（13ヶ月～24ヶ月）	25,000円/月 × 12月 = 300,000円
H30. 10～H31. 9（25ヶ月～36ヶ月）	16,000円/月 × 12月 = 192,000円
合 計	900,000円

※補助金の支払、請求は年度（4月～翌年3月）で行います。

※中心市街地（次ページ参照）の場合、上記補助額に**17,000円/月を上乗せ**します。（家賃額を上限）

# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 中心市街地のエリア

右図の

**太線内**となります。

右図は、中心市街地を示すための目安であるため、**太線の境**にある店舗等が中心市街地エリアに該当するかは、必ずお問い合わせください。



# 野田市空き店舗活用補助金制度

## 4. 制度と申請手続き等の問合せ先

野田市 自然経済推進部 商工観光課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

TEL : 04 (7125) 1111 (代) FAX : 04 (7122) 1557

(月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)

**制度のご利用は  
申請前にご相談を**